

○仙台市職員共済組合組合会会議規則

昭和40年10月5日

仙台市職員共済組合規則第1号

(趣旨)

第1条 仙台市職員共済組合組合会(以下「組合会」という。)の会議に関しては、法令及び仙台市職員共済組合定款(昭和37年仙台市職員共済組合公告第1号。以下「定款」という。)に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(参集)

第2条 議員は、招集日の開会定刻前に議場に参集しなければならない。

2 議員は、病気その他やむを得ない理由により会議に出席することができないとき、又は遅刻するときは、そのことを事前に議長に届け出なければならない。

(議席)

第3条 議員の議席は、会議のはじめに議長が定める。ただし、必要があるときはこれを変更することができる。

(議案の配付)

第4条 議長は、議案を急施を要する場合を除き、開会の日前5日までに各議員に配付する。

(開会等の宣告)

第5条 議長は、組合会の開会、休憩又は散会を宣告する。

(委任代理)

第6条 議長は、定款第20条第2項の規定による書面を受理しているときは、開会宣告の後、議決権の委任をした議員の氏名及び委任された議員の氏名を組合会に報告しなければならない。

(議事日程の順序変更及び追加)

第7条 議長が必要と認めたとき又は議員の動議があったときは、議長は議事日程の順序を変更し又は他の案件を議事日程に追加することができる。

(議案の宣告)

第8条 議長は、案件を議題とするときは、そのことを宣告する。

(案件の一括)

第9条 議長は、必要と認めたときは2件以上の案件を一括して議題とすることができる。ただし、異議があるときは討論を用いないで組合会にはかって決める。

(議員の発言)

第10条 議員は、議題について自由に質疑し意見を述べることができる。

2 議員から発言を求めたときは、その要求の順序によって、議長がこれを許可する。

(議長の討論)

第11条 議長が自ら討論しようとするときは、そのことを組合会に表明して行わなければならない。

(質疑終局、討論終局の動議)

第12条 議員は、質疑終局の動議及び討論終局の動議を提出することがで

きる。

2 前項の規定による質疑終局又は討論終局の動議が提出されたときは、議長は組合会にはかりこれを決する。

(表決の宣告)

第13条 討論が終局したときは、議長は問題を宣告して表決に付する。

(採決の順序)

第14条 否決の動議があるときは、原案より先に表決をとらなければならない。

2 否決の動議が否決されたときは、原案について表決をとる。

(採決の方法)

第15条 議長は、議決をとろうとするときは、問題を可とする者に挙手させ、その挙手者の多少を認定してその可否の結果を宣告する。

2 議長は、必要と認めるときは、投票によって表決をすることができる。

3 議長は、問題について異議の有無を組合会にはかることができる。異議がないと認めるときは、議長は可否の旨を宣告する。

(傍聴)

第16条 組合員その他の者が議事を傍聴しようとするときは、議長の承認を受けなければならない。

2 定款第23条ただし書の議決があったときは、議長は傍聴人を議場の外に退出させなければならない。

(議長の秩序保持権)

第17条 すべて議場内における秩序の保持については、議長が権限を有する。

(署名議員)

第18条 会議録に署名すべき議員は2人とし、議長が組合会にはかって決める。ただし、組合会は議長をして指名させることができる。

(補則)

第19条 この規則の疑義は、議長がこれを決する。ただし、議長は組合会にはかりこれを決することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。